

☆慰謝料・損害賠償等の書面作成サポート業務☆

～ご依頼から業務完了までの流れ～

1. メール・FAX等で事件の概要をお知らせ下さい。
2. 疎明資料がある場合は、FAX かメールで送信、または、その内容を具体的にお教え下さい。
3. 折り返し、受任の可否や業務内容の説明などを返信させていただきます。
4. 正式ご依頼の場合には、業務委任契約書と承諾書への署名捺印と着手金のお支払い（振込または来所）をして頂きます。
5. 内容証明の原案を作成し、メールやFAXでご確認して頂きます。
6. 内容証明の発送は、当事務所が行わせて頂きます。
7. 内容証明の原本および配達証明ハガキは、メールまたはFAXで送付させていただきます。
8. 相手方からの連絡などがありましたら、その都度報告致します。
9. 反論書や回答書、示談書など、示談成立までにかかる必要書面の作成は、その都度行います。
10. 示談が成立または解決となりましたら、成功報酬のお支払いをして頂きます。

～ 費用 ～

1.着手金

| | |
|-----------|---------------------|
| 行政書士報酬 | 32,400 円 |
| 郵便料 | 92 円 |
| 内容証明料 | 1,470 円 |
| 書留料・配達証明料 | 740 円 |
| 合計 | 34,702 円(税込) |

※上記は請求相手が1名の場合、枚数5ページ以内の場合の料金です。

※住民票・戸籍附票の取得代行業務の事務手数料は金 16,200 円となります。

2.成果報酬

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 行政書士報酬 ※減免が得られた場合 | 成果金額の 10.8% (税込) |
|----------------------|-------------------------|

※成果報酬には、示談成立または慰謝料回収までの、メール相談、及び回答書や反論書・示談書などの作成およびリーガルチェックの費用がすべて含まれます

弊事務所では、直接の「紛争」ではなく、事実誤認に関しては釈明書面や反論書、または事実を認める場合には謝罪文や誓約書、提案書、などの作成・発送を行い、最終的には、将来的なトラブルを予防するための示談書の作成・締結までをサポートします。

その都度に書類作成報酬が発生するのでは、最終的にいくらかかるのか分からないことになり、依頼者に過大な負担をかける場合もありますので、当事務所では、初回発送分の内容証明の作成費用と実費のみを頂き、あとは何度書類を作成しても、その都度の費用は頂かず、最終的に示談成立ないし解決に至った場合のみ、その減免となった経済的利益の10.8%（最低金32,400円）のみを頂くという方法を採用しております。

そのため、過大な費用負担の心配もなくなりますから、安心してご依頼頂くことが可能です。

☆前記の書類作成業務以外の個別業務☆

1.住民票の取得代行

| | |
|----------------------------|---------------------|
| 郵送による職務上請求 ※作成依頼時全額お支払い | 16,200 円 (税込) |
| 郵便代等実費 | 1,100 円 (1 通あたり) |

2.示談書作成の協議立ち会い(当事者双方が立ち会いに同意されている場合)

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 行政書士日当(2時間) ※立会依頼時全額お支払い | 32,400 円 (税込) |
|-----------------------------|---------------|

※別途、交通費などの実費をご負担頂きます。

3.示談契約公正証書の作成

| | |
|-----------------------|---------------|
| 行政書士報酬 ※ご依頼時全額お支払い | 54,000 円 (税込) |
|-----------------------|---------------|

2.弁護士紹介(法律相談または交渉・裁判の代理)

| | |
|---------------------------------|----------|
| 無料法律相談 ※正式ご依頼の場合は別途費用がかかります。 | 0 円 (税込) |
|---------------------------------|----------|

※示談書の条項・条件の修正対応も、追加費用は不要です。

※公正証書の作成は、代理人2名の報酬(日当)も含まれております。

お客様は公証役場に足を運ばれる必要がありません。

※別途、示談金額に応じて公証人の手数料が必要となります。

※その他、弁護士や探偵事務所の無料紹介、などにつきましては、
お気軽にお問い合わせ下さい。

振込先

銀行名：三井住友銀行

支店名：飯田橋支店

預金種別：普通預金

口座番号：6912556

口座名義：行政書士 小竹 広光 (ギョウセイシヨシ コタケ ヒロミツ)

～ お問い合わせ先 ～

〒101-0033

東京都千代田区神田岩本町 1 番 1

岩本町ビル 3 階

行政書士事務所 飯田橋総合法務オフィス

TEL：03-5244-4707

FAX：03-6268-9018